第2期鰺ケ沢町

子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

鰺ヶ沢町

はじめに

出生率の低下が依然として続くなか、少子高齢化と人口減少による労働力人口の減少が懸念されて久しい状況にあります。その打開策の一つとして女性労働力の活用が取りざたされていますが、結婚や家庭に対する価値観の変化、子育てと仕事の両立の難しさ、核家族化、地域のつながりの希薄化や育児ノイローゼなど、子どもや子育て家庭をめぐる環境は厳しく、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。こうした家族や地域社会の変容とともに、生活水準の低下などからくる子どもの貧困や虐待といった問題も都会だけでなく地方においても顕在化し、深刻化してきています。

子ども自身が健やかに育っていける社会、そして、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを産み育てることができる社会を形成していくためには、こうした少子化の原因や背景となる要因に的確に対応していくことが求められております。

これまで、町では、「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」を目標に、地域の方々のご協力を得ながら、子育て家庭全体を支援してまいりました。

子どもは町の希望であり、次代を担う子どもの健全な育成を図ることは、町の明るい未来をつくり出す原動力につながります。

このため、子育てをめぐる現状と課題に対して、子育て家庭に必要な支援を行い、 鰺ヶ沢町の未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長できるまちづくりの実現に 向けて、この度「第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

町では、この計画をもとに、鰺ヶ沢で生まれた子どもたちが、誇りと自信を持って、明るい鰺ヶ沢町の未来を創造できるよう、家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連携を図り、子育て家庭のみなさんが更に安心して生活できるまちを目指してまいりたいと思います。

終わりに、本計画策定にあたり、子育てにお忙しい中アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました鰺ヶ沢町子ども・子育て会議委員の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

鰺ヶ沢町長 平田 衛

目 次

第1章	計画の策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け	4
	計画の期間	
	計画の策定体制と町民意見の反映	
5	県や近隣市町村との連携	5
第2章	子ども・子育て支援の現状と課題	9
1	家庭と地域の現状	
2	子育て支援の現状	15
3	「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果	18
4	データ/調査結果のまとめ	23
第3章	計画の基本的な考え方	27
1	基本理念	27
	基本目標	
3	体系図	28
第4章	子ども・子育て支援施策の展開	31
基本	: :目標 I 安心して子どもを産み育てられるまち	31
基本	[目標Ⅱ すべての子どもが健やかに成長できるまち	36
基本	目標Ⅲ 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまた。	541
第5章	子ども・子育て支援の事業展開	45
1	教育・保育提供区域の設定	46
2	教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	47
3	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	59
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	6C

第	6章	計画の推進に向けて	63
	1 2	計画の推進 家庭・地域・行政の役割 計画の進捗・評価	63 63
資			
	2	計画策定の経緯 鰺ヶ沢町子ども・子育て会議条例 鰺ヶ沢町子ども・子育て会議委員名簿	68

第 1

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国は出生数の減少が続いているなか、国では、平成15年に制定した「次世代育成支援対策推進法」を令和7年まで法律の有効期限を延長させています。また、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を整備し、子ども・子育て支援施策を進めています。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定、といった施策を進めています。

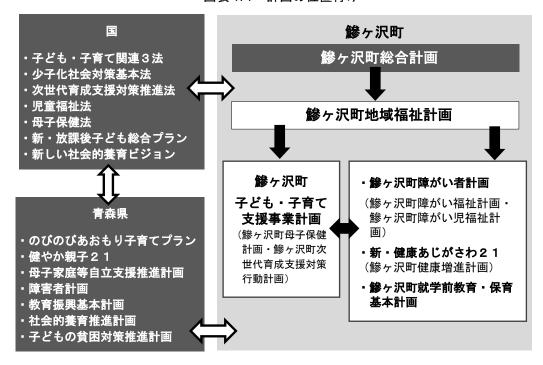
鰺ヶ沢町(以下、「当町」といいます。)では、これまで国の少子化対策と連動しながら子ども・子育て支援を行ってきました。「次世代育成支援対策推進法」に基づいた、「鰺ヶ沢町母子保健計画(平成9年度策定)」を兼ねた「鰺ヶ沢町次世代育成支援対策行動計画(前期計画)」を平成16年度に策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成21年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する町民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

平成27年には、「鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、当町における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込みました。この度、「鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、「第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定し、当町における子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、本計画は次世代育成支援対策行動計画を兼ねるものとします。

本計画は、「鰺ヶ沢町総合計画」を最上位計画、「鰺ヶ沢町地域福祉計画」を上位計画とし、「鰺ヶ沢町障がい者計画(鰺ヶ沢町障がい福祉計画・鰺ヶ沢町障がい児福祉計画)」、「新・健康あじがさわ21(鰺ヶ沢町健康増進計画)」、「鰺ヶ沢町就学前教育・保育基本計画」等の計画との整合を図ります。



図表 1.1 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。



図表 1.2 計画の期間

4 計画の策定体制と町民意見の反映

子育て支援経験者、関係団体・事業者代表などから構成される「鰺ヶ沢町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて子育て支援事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、当町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象とした アンケート形式のニーズ調査を行い、その結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支 援に係る意向等は目標事業量等の設定を行うための基礎資料としました。さらには、計画書 (最終案)ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見 等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

図表 1.3 計画の策定体制

5 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署 が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を 図りました。

第 2 章

子ども・子育て支援の現状と課題

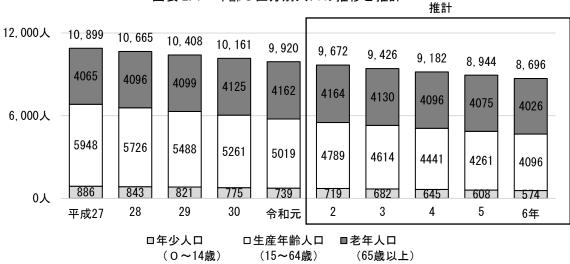
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 家庭と地域の現状

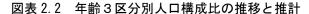
(1) 人口の推移と推計

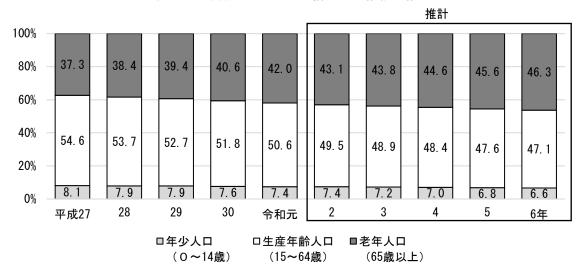
当町の総人口をみると、令和元年は9,920人となっており、平成27年から979人の減少となっています。また、令和2年以降も減少が続くと推計されています。

年齢3区分別人口構成比をみると、老年人口の割合が増加している一方、生産年齢 人口と年少人口の割合は減少が続いています。令和2年以降も同様の傾向が続くと推 計されています。



図表 2.1 年齢3区分別人口の推移と推計





資料:鰺ヶ沢町「住民基本台帳(各年3月末現在)」 令和2年以降はコーホート変化率法による推計

(2)世帯数の推移

当町の世帯別の状況では、一般世帯数は減少しており、平成27年では3,834世帯となっています。世帯の種類別でみると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、単独世帯は増加していますが、18歳未満親族がいる母子・父子世帯数、及びその構成比は減少傾向となっています。

図表 2.3 世帯数の推移(世帯)

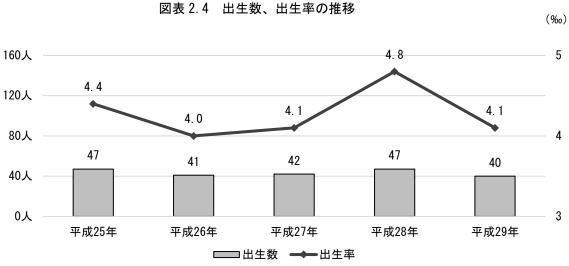
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	4, 228	4, 077	3, 834
親族世帯数	3, 303	3, 063	2, 788
核家族世帯数	2, 029	1, 999	1, 940
親族世帯に占める割合	61.4%	65.3%	69. 6%
その他の親族世帯数	1, 274	1, 064	848
親族世帯に占める割合	38. 6%	34. 7%	30. 4%
非親族世帯数	4	10	6
単独世帯数	921	1, 004	1, 035
 (再掲)母子世帯数	70	67	53
親族世帯に占める割合	2. 1%	2. 2%	1. 9%
18 歳未満親族がいる母子世帯	69	56	47
親族世帯に占める割合	2. 1%	1.8%	1. 7%
(再掲) 父子世帯数	11	6	3
親族世帯に占める割合	0. 3%	0. 2%	0. 1%
18 歳未満親族がいる父子世帯	10	6	3
親族世帯に占める割合	0.3%	0. 2%	0. 1%

資料:国勢調査

- ※1 親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
- ※2 核家族世帯:夫婦のみ、夫婦と子ども、男親もしくは女親と子どもからなる世帯
- ※3 その他の親族世帯:親族世帯の要件から核家族世帯を除いた世帯
- ※4 非親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- ※5 単独世帯:世帯人員が1人の世帯

(3) 出生数・出生率の推移

当町の出生数・出生率は、増加している年もありますが、全体としては 40 人台で横ばいが続いています。平成 29 年では 40 人、4.1‰となっています。



資料:青森県保健統計年報

※出生率(‰) =年間出生数÷10月1日現在人口×1,000

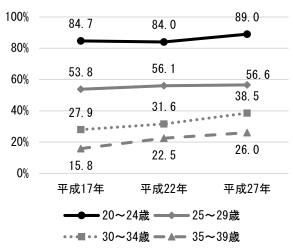
(4) 未婚率の推移

当町の未婚率では、男女ともに上昇傾向にあることがうかがえ、特に男性の 25 歳以上では女性の 25 歳以上より 10 ポイント以上高くなっています。

図表 2.5 男性の未婚率の推移

90.7 90.9 100% 88. 9 79.3 75.4 80% 68.3 60.2 55.3 60% 43.8 40% 44. 4 32. 3 32.1 20% 0% 平成17年 平成22年 平成27年 20~24歳 — 25~29歳 ··■· 30~34歳 — ▲ 35~39歳

図表 2.6 女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

(5) 離婚率の推移

当町の婚姻率は、国や県と比べ、高くなったり低くなったりを繰り返しています。平成 29 年では、1.56%となっています。

(‰) 2.57 2.60 1.84 1.81 1.73 1.77 1.64 1.75 1. 68 1.74 1. 67 -1.56 1.30 1.51 1.32 0.97 0.00 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

◆ 鰺ヶ沢町 ◆ 青森県 ・・ ■・・ 国

図表 2.7 離婚率の推移

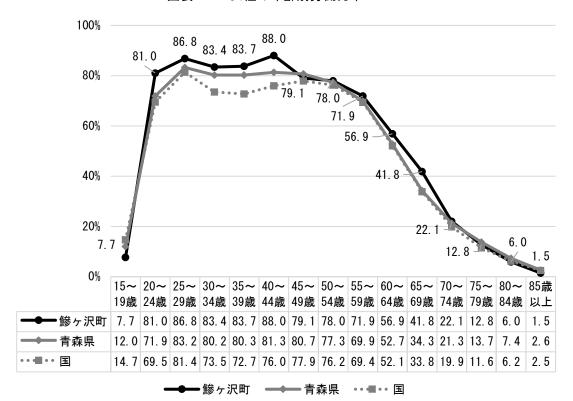
資料:青森県保健統計年報

※離婚率=年間離婚届出件数÷10月1日現在人口×1,000

(6) 女性の年齢別労働力率

平成 27 年の当町の女性の労働力率をみると、20 歳から 44 歳までは 80%を超えており、県や国よりも高くなっています。

ただし、30~39歳では83%台と前後の年齢階級と比べるとやや低くなっています。



図表 2.8 女性の年齢別労働力率

資料:国勢調査

(7)児童数の推移と推計

児童数は減少が続き、令和4年には500人を下回り、令和6年には419人と推計されています。

図表 2.9 児童数の推移と推計(人)

推計

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3 年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
O歳	47	42	45	34	27	31	29	28	26	24
1歳	38	48	44	45	36	28	32	30	29	27
2歳	50	38	48	43	41	35	27	31	29	28
3歳	43	46	39	50	45	43	37	28	32	30
4歳	64	43	46	38	50	45	43	37	28	32
5歳	57	64	43	47	39	51	46	44	38	29
6歳	63	60	60	45	46	39	51	46	44	38
7歳	59	62	60	59	44	45	38	50	45	43
8歳	64	59	61	58	57	42	43	36	48	43
9歳	61	64	62	59	59	57	42	43	36	48
10 歳	50	63	65	61	56	58	56	41	42	35
11 歳	59	49	64	62	61	56	58	56	41	42
全体	608	638	637	601	561	530	502	470	438	419

資料: 令和元年までは鰺ヶ沢町「住民基本台帳(各年3月末現在)」 令和2年以降はコーホート変化率法による推計

2 子育て支援の現状

(1) 認可保育所・認定こども園入所児童数の推移

平成 27 年度以降の入所児童数は、225 人から 240 人で推移しており、入所率も 90% 以上を維持しています。

図表 2.10 認可保育所・認定こども園入所児童数の推移(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定員数(人)	240	240	240	240	240
O歳	21	20	21	21	18
1 歳	32	32	33	33	34
2 歳	31	31	30	30	33
3 歳	45	42	42	42	51
4 歳	61	47	48	48	57
5 歳	50	53	56	56	47
合計	240	225	230	230	240
入所率(%)	100.0	93. 8	95. 8	95. 8	100.0

資料:福祉衛生課(各年度4月1日現在)

(2)子育て支援事業の提供体制

当町の子育て支援事業の提供体制は、令和元年 10 月時点で下表のとおりとなっています。

図表 2.11 子育て支援事業の提供体制

	子育て支援サービス事業名	単位	施設数等	定員数 (人)
1	幼児期の教育・保育事業			
	幼稚園	か所	0	0
	認定こども園	か所	4	210
	認可保育所	か所	1	30
2	地域型保育事業			
	小規模認可保育所	か所	0	0
	家庭的保育	か所	0	0
	居宅訪問型保育	か所	0	0
	事業所内保育施設	か所	0	0
	認証・認定の保育所	か所	0	0
	認可外保育施設	か所	0	0
3	地域の子育て支援事業			
	利用者支援事業	か所	1	_
	延長保育事業	か所	3	37
	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	か所	2	90
	子育て短期支援事業	か所	0	0
	乳児家庭全戸訪問事業	か所	1	_
	養育支援訪問事業	か所	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	5	53
	一時預かり事業	か所	6	25
	病児・病後児保育事業	か所	2	6
	ファミリー・サポート・センター事業 (※五所川原市)	人	1	-
	妊婦健康診査	か所	1	-
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	か所	0	0
	多様な主体が本制度に参入することを促進するため の事業	か所	0	0

資料:福祉衛生課

[※]五所川原市での事業実施だが、五所川原圏域(五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、深浦町、 鰺ヶ沢町)在住者の利用が可能。

(3) 施策の進捗評価

第1期の計画期間における施策の進捗評価は、49 事業のうち 42 事業 (85.7%) が「目標達成」となっています。次いで「推進」が5事業、「現状維持」と「停滞」が1 事業ずつとなっています。

図表 2.12 施策の進捗評価

	施策名	事業数	目標 達成	推進	現状 維持	停滞	未実施
	計画全体	49	42	5	1	1	0
I 安	心して子どもを産み育てられるまち						
1	妊娠・出産からの切れ目ない支援の提供	9	8	1	0	0	0
2	乳幼児期等の健康の保持・増進	4	4	0	0	0	0
3	子育てしやすい生活環境の整備	11	8	3	0	0	0
Ι す	べての子どもが健やかに成長できるまち						
4	子どもの心身の健やかな成長に資する教育・ 保育環境の整備	10	10	0	0	0	0
5	要保護児童への取組の推進	6	6	0	0	0	0
皿 子	どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち						
6	子育てを支援する社会環境の整備	6	5	0	0	1	0
7	子ども等の安全の確保	3	1	1	1	0	0

3 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果

(1)調査の概要

子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「これから 必要な量」を算出し、また、町民の皆様の教育・保育・子育てに関する「現在の利用状 況」や「今後の利用希望」を把握する目的として実施しました。

調査の種類	調査対象	実施方法	調査期間
就学前児童アンケート	町内の就学前児童 (0~5歳)の 保護者	就学前児童のいる 206 人 郵送による配布・回収 保育所等を通した配布・回収	平成 30 年
就 学 児 童 アンケート	町内の就学児童 (小学 1 ~ 3 年生) の 保護者	就学児童のいる 93 人 小学校を通した配布・回収	12 月

調査の種類	配布数	回収数
就学前児童	t学前児童 168 人	
アンケート	206 人	(回収率 81.6%)
就学児童	02 1	61 人
アンケート	93 人	(回収率 65.6%)

(2)調査結果の概要(就学前児童のみ)

① 母親の就労状況について

母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 53.6%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 26.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 10.7%などとなっています。

0% 20% 40% 60% 80% 100% (n=168) 53. 6 26. 2 10. 7 3. 6

図表 2.13 母親の就労状況について

ロフルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

ロフルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である

■パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

□パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

国以前は就労していたが、現在は就労していない

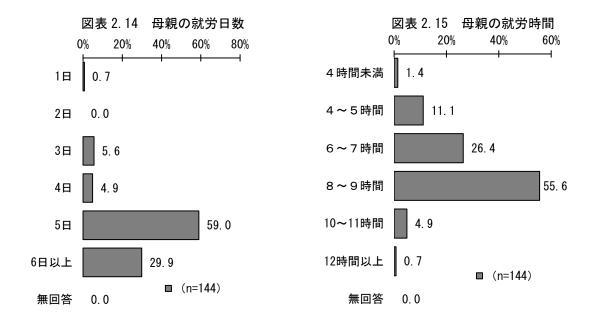
口これまで就労したことがない

■無回答

② 母親の就労日数・就労時間について

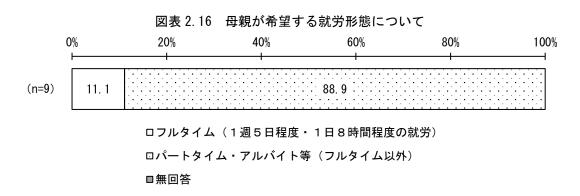
就労している母親の1週あたりの就労日数は、「5日」が59.0%で最も高く、次いで「6日以上」が29.9%などとなっています。

また、就労時間は「 $8 \sim 9$ 時間」が55.6%で最も高く、次いで「 $6 \sim 7$ 時間」が26.4%、「 $4 \sim 5$ 時間」が11.1%などとなっています。



③ 母親が希望する就労形態について

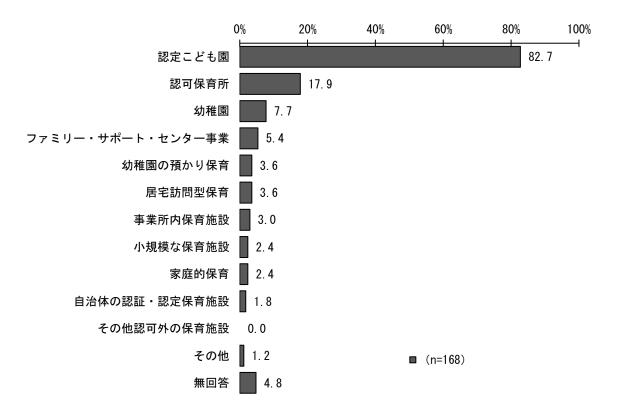
母親の就労希望で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した9人に、希望する就労形態について尋ねたところ、「パートタイム・アルバイト等(フルタイム以外)」の割合が88.9%で、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)」(11.1%)の割合を上回ります。



④ 利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業について

利用したい平日の定期的な教育・保育の事業は、「認定こども園」が82.7%で最も高く、次いで「認可保育所」が17.9%などとなっています。

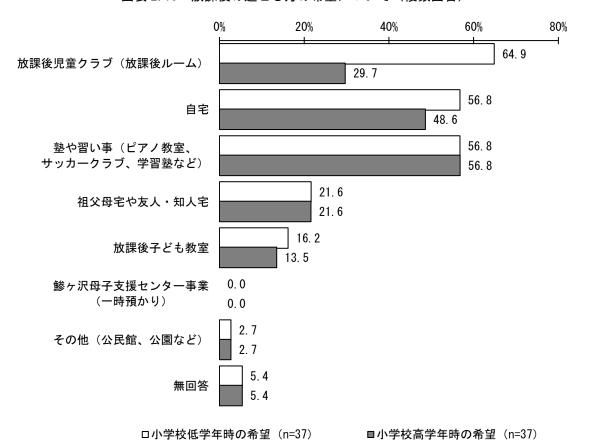
図表 2.17 利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業について (複数回答)



⑤ 放課後の過ごし方の希望について

希望する低学年時の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ(放課後ルーム)」が 64.9%で最も高く、次いで「自宅」と「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学 習塾など)」がともに56.8%などとなっています。

高学年時の放課後の過ごし方は、「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習 塾など)」が 56.8%で最も高く、次いで「自宅」が 48.6%、「放課後児童クラブ(放課 後ルーム)」が29.7%などとなっています。



図表 2.18 放課後の過ごし方の希望について(複数回答)

⑥ 子育ての環境や支援への満足度について

町の子育ての環境や支援への満足度について、満足度が低い場合は「1」、満足度が高い場合は「5」とした5段階評価で尋ねたところ、満足度「3」の割合が38.1%で最も高く、次いで満足度「4」(26.8%)が続いています。

"不満足である" (「1」と「2」の合計) の割合は 21.5%、"満足である" (「4」「5」の合計) の割合は 39.9%と、"満足である" が "不満足である" を上回ります。

0% 20% 40% 60% 80% 100% (n=168) 4. 2 17. 3 38. 1 26. 8 13. 1 0. 6

図表 2.19 子育ての環境や支援への満足度について

□1 (満足度が低い) □2 □3 □4 □5 (満足度が高い) ■無回答

4 データ/調査結果のまとめ

- ●年少人口の減少が今後も続くと推計されていることや、25歳以上の男性と30歳以上の女性で未婚率の上昇がみられていること等、婚姻や子育て支援対策の強化が求められます。
- ●母親の就労時間に対し町の教育・保育の提供は、多くの場合充足していると思われますが、今後も保護者のニーズを考慮していくことが求められます。
- ●放課後児童クラブの利用希望が、小学校高学年でも3割程度いることから、高学年の受入れについても対応可能な定員数や実施場所について検討をしていく必要があります。
- ●当町の子育で環境や支援に対し、満足度が不満足度を上回っており、引き続き子育で支援を推進していくことが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況などを踏まえながら、当町における課題の解決を図るため第1期計画の基本理念等を踏襲しつつ、町民、関係団体との協働のもと、一丸となって施策を展開し基本理念の実現を図ります。

子どもの最善の利益が実現される鰺ヶ沢

2 基本目標

基本理念の実現を確実なものとするため、3つの基本目標を定めます。

基本目標 I 安心して子どもを産み育てられるまち

だれもが安心して子どもを産み、いきいきと子育てができるまちを目指します。

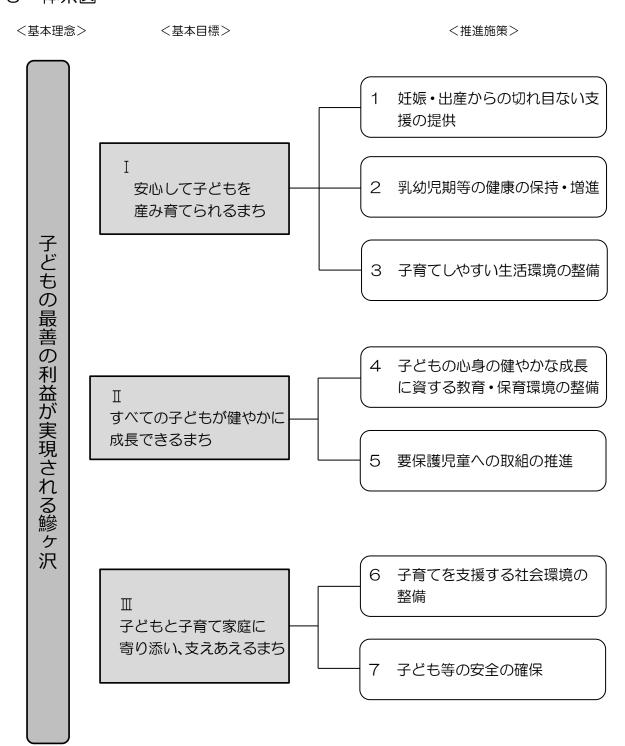
基本目標Ⅱ すべての子どもが健やかに成長できるまち

すべての子どもが、のびのび、いきいきと、それぞれの発達段階において、健やか に成長できるまちを目指します。

基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち

地域全体で、子どもや子育て家庭に寄り添い、互いに支えあえるまちを目指します。

3 体系図





子ども・子育て支援施策の展開

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

次世代育成支援対策は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間において「鰺ヶ沢町次世代育成支援対策行動計画(前期・後期計画)」が推進されてきました。これは第1期計画において引き継がれていることから、本計画においても継承し、施策を展開していきます。

なお、"【具体的事業】"における「1期評価」は、A: 目標達成、B: 充実・目標に向かって推進、C: 現状維持、D: 停滞、E: 未実施、F: 評価できず、となっています。

基本目標 I 安心して子どもを産み育てられるまち

推進施策1 妊娠・出産からの切れ目ない支援の提供

【現状と課題等】

- ◇町内に産科医療機関がなく、最も近い産科医療機関は、車で40分以上要します。広域内での産科医療機関は数が少なく、その施設に出産が集中し常に混雑している状況のため、妊娠期から出産後の通院・受診にも長時間かかっています。
- ◇出産後はホルモンの影響や体力低下、昼夜問わずの新生児の育児が重なり、母親は精神的不安に陥りやすくなります。
- ◇核家族世帯の増加等、家族構成が変化してきています。そのため、育児と介護の同時 進行や頼れる家族がいないなど、育児の孤立化が起きやすくなっています。

【施策の方向】

- ○法的支援でサポートする保健師 (健康ほけん課) と専門的支援でサポートする助産師 (福祉衛生課・母子支援センター) の連携により、訪問ケアをメインとした産前産後 ケア (母児とも) の充実、退院直後からの育児不安の解消を図ります。
- ○妊産婦の訪問ケアをスムーズに実施できるようにするためにも、保健師・助産師・産 科医療機関との連携強化を図ります。
- ○切れ目ない支援のためにも母子支援センター (子育て世代包括支援センター) の取組 の強化を図ります。

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
妊娠届・出生届 出時保健指導	各届出時、保健師・助産師が対応し、妊産婦の状況把握し、保健指導を実施します。また、 保健師・助産師の相互連携を図ります。	A	継続	健康ほけん課 福祉衛生課 (母子支援センター)
ハイリスク妊産 婦アクセス支援 事業	ハイリスク妊産婦の通院に係る交通費等の 助成を行います。	ı	新規	健康ほけん課(健康推進班)

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
妊産婦・新生児・ 乳児訪問ケア	助産師・保健師による妊産婦・新生児・乳児のための訪問ケアを実施します。他市町村との連携等により里帰り出産者も対象とします。	Α	継続	健康ほけん課 福祉衛生課 (母子支援センター)
産後早期訪問	生後7日以内の新生児のいる家庭を助産師 が訪問し、産後の健康管理と新生児の成長発 達を支援します。	A	継続	福祉衛生課(母子支援センター)
新生児訪問	生後28日までに新生児のいる家庭を保健師 が訪問し、産後の健康管理と新生児の成長発 達を支援します。	A	継続	健康ほけん課(健康推進班)
乳児家庭全戸訪 問事業 [こんに ちは赤ちゃん事 業]	生後4か月までの乳児のいる、すべての家庭を助産師が2回訪問し、育児の悩みなどに対しての相談支援を実施します。	А	継続	福祉衛生課(母子支援センター)
安産レッスン	妊婦及びその家族を対象に、妊娠・出産についての実技指導を加えた指導を行います。	В	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
沐浴実技指導	母親や父親及び新生児の家族を対象に、自 宅等で沐浴の実技指導を行います。	Α	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
母乳育児支援	妊婦・褥婦(出産後3か月まで)及び乳児を対象とし、助産師が訪問等により乳房ケアや 授乳指導を行います。	А	継続	福祉衛生課(母子支援センター)
産前産後の家事 援助	妊婦、褥婦(出産後3か月まで)宅の炊事、 洗濯、掃除等の家事支援を行います。	Α	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
出産時付添援助	産科医療機関までの車の準備ができない場合に、産科医療機関まで助産師が付き添います。(タクシー代自己負担)	А	継続	福祉衛生課(母子支援センター)
医療機関連携事業	妊娠届時の母子健康手帳交付と同時に「妊産婦連携カード」をすべての妊婦へ配布します。また、「妊産婦連携カード」により産科医療機関からの妊産婦及び新生児に関する情報提供などにより連携を図ります。	А	継続	福祉衛生課(母子支援センター)

推進施策2 乳幼児期等の健康の保持・増進

【現状と課題等】

- ◇保護者の育児や子どもの健康・成長に対する不安や悩みが出てくるころであり、それらの不安を軽減するための相談支援などの心のケアが必要です。
- ◇乳幼児健診の未受診や定期予防接種の未接種の防止のために、保健師・助産師が訪問時に、受診・接種情報の提供や今後の日程等について説明をしています。

【施策の方向】

- ○従来の保健事業等を継続し、さらなる充実を図ります。
- ○乳幼児健診の未受診、定期予防接種の未接種等の防止するための具体的支援について 検討します。
- ○近隣の市町村及び関係機関と連携し、小児医療の充実・確保に取組みます。

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
乳幼児健診	股関節脱臼健診・乳児(3・6・10か月児)・ 1歳6か月児・2歳6か月児・3歳児健診を実 施するほか、育児相談も併せて実施します。	А	継続	健康ほけん課 (健康推進班)
定期予防接種	発生及びまん延予防のため、各種予防接種 を個別接種で実施します。	Α	継続	健康ほけん課 (健康推進班)
育児相談	乳幼児の健康についての相談に対し、窓口 や電話・メール・訪問などにより適切な助言・ 指導を行います。	А	継続	健康ほけん課 (健康推進班) 福祉衛生課 (母子支援センター)
乳幼児医療費助 成事業	子どもの誕生から中学校卒業までの医療費 を助成します。	A	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)
児童手当	家庭等における生活の安定と、次代の社会 を担う児童の健やかな成長に資するため、中学 校終了前までの児童を養育している方に手当 が支給されます。	А	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)

推進施策3 子育てしやすい生活環境の整備

【現状と課題等】

- ◇当町の教育・保育施設では、入所にあたっての待機児童はない状況です。
- ◇保護者の就労形態・家族形態の多様化に伴い、通常の教育・保育のほかに、多様な保育サービスの展開や教育・保育施設を利用していない子育て家庭も視野に入れた、だれもが必要な時に安心して利用できる子育て支援や質の高い教育・保育の提供が必要となっています。
- ◇子どもの就学により、共働き家庭などの「小1の壁」を打破すべく、小学生の保育支援の充実も求められています。
- ◇小学校の部活動のクラブ化の推進により、希望する子どもがクラブへ参加できるよう、 放課後の居場所づくりの充実も求められています。

【施策の方向】

- ○5か所ある当町の教育・保育施設のうち、幼保連携型認定こども園が2か所、保育所型認定こども園が2か所、保育所が1か所となっています。その1か所の保育所も認定こども園へ移行を見込んでいます。
- ○祝日保育・延長保育等の多様な保育サービスの実施展開を検討します。
- ○放課後子ども教室の実施展開を検討します。

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
教育・保育事業	「認定こども園」の整備を図り、さらに質の 高い教育・保育を提供します。	В	継続	福祉衛生課 (保育所等)
祝日保育事業	祝日に保護者が仕事や病気などで保育ができな くなった時に保育を実施します。	В	継続	福祉衛生課 (保育所等)
延長保育事業	保護者の就労形態等の事情により、通常の保育 時間を超えて保育を実施します。	В	継続	福祉衛生課 (保育所等)
一時保育事業	入所していない児童の一時的な預かり保育 を実施します。	Α	継続	福祉衛生課 (保育所等)
地域子育て支援 事業	子育ての不安解消と母親の仲間づくりの支援等を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。 (センター型・広場型)	А	継続	福祉衛生課 (保育所等)
病後児保育事業 (おひさまルー ム)	○歳から小学校3年生までの病院受診済み で回復期にある子どもを一時的に預かります。	А	継続	福祉衛生課 (保育所等)
一時預かり事業 (ママサポート 事業)	子育て家庭の様々なニーズに合わせて、O歳から小学校6年生までの一時的な預かり保育を実施します。	А	継続	福祉衛生課(母子支援センター)
病後児保育事業 (ママサポート 事業)	O歳から小学校6年生までの病院受診済みで回復期にある子どもを一時的に預かります。	А	継続	福祉衛生課(母子支援センター)

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
ベビー用品リユ ース事業	使用しなくなったベビー用品等の寄贈を受け、これから使用する家庭へ無料で貸し出します。	Α	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
子育てサポート センター(家庭 教育推進事業)	子育てサポーターによる学校や関係機関、 子育て団体等との連携、協力を行うとともに 子育てに関する相談や、研修、啓発、情報発信 等の実施、サポセンサロン、参観日カフェ等開 設により、家庭教育の総合的な支援を行いま す。	А	継続	教育課 (社会教育班)
放課後児童クラ ブ(放課後ルー ム)	日中保護者が家庭にいない小学生の放課後 及び長期休業期間の保育を行います。	A	継続	福祉衛生課(母子支援センター)
公園の適正な管 理	公園内の遊具(ブランコ、鉄棒、滑り台等) の修繕や管理を実施します。	Α	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)

基本目標Ⅱ すべての子どもが健やかに成長できるまち

推進施策4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

【現状と課題等】

- ◇次代を担うすべての子どもたちがたくましく心豊かに成長していくことは、今後の社会を支え、地域の活性化にもつながっていくことにもなります。子どもたちの生きる力や健やかな育ちを一貫して支援・推進していくためにも、就学前教育から学校教育への円滑な移行を図ることが重要です。
- ◇地域が協力し、子どもの健全育成の推進を図っていくことが求められます。

【施策の方向】

- ○教育・保育施設と小学校との情報共有・連携の強化を図り、就学前のすべての子ども を対象に、教育・保育施設から小学校への無理のない移行を図ります。
- ○健全な心と体を育むため、子どもの成長段階に合わせた学習等を実施します。
- ○地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加・体験し、地域住民との交流活動ができる居場所づくりを推進します。

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
子育てサポート センター(家庭 教育推進事業) (再掲)	子育てサポーターによる学校や関係機関、 子育て団体等との連携、協力を行うとともに 子育てに関する相談や、研修、啓発、情報発信 等の実施、サポセンサロン、参観日カフェ等開 設により、家庭教育の総合的な支援を行いま す。	А	継続	教育課 (社会教育班)
子ども読書活動 推進事業	ブックスタート事業をはじめとする子ども 読書活動の啓発等の事業を実施します。	А	継続	教育課 (社会教育班)
鰺ヶ沢町小学校 保育所連絡協議 会	就学前の子どもたちの健やかな育ちを一貫 して支援・推進していくため、就学前教育の充 実及び学校教育への連続性の確保、円滑な移 行を図ります。(つながれわっしょい)	А	継続	福祉衛生課(子ども家庭班)
食育の推進	栄養士による栄養相談、小・中学校及び鰺ヶ沢高校の児童・生徒を対象にした栄養教室、おやこ栄養教室、きっずクッキングを開催します。	А	継続	健康ほけん課(健康推進班)
むし歯予防対策 事業	フッ化物塗布(幼児)・フッ化物洗口(小中学校)及び歯に関する健康教育を実施します。	_	新規	健康ほけん課 (健康推進班)
親子プロジェク ト (中学生の生 活習慣病健診)	中学生に対し生活習慣病健診、親子を対象 に生活習慣病に関する健康教育を実施します。	А	継続	健康ほけん課(健康推進班)
いのちの学習	小学生を対象に、助産師による講義や心音 を聞く体験などを行います。	Α	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
思春期教室	鰺ヶ沢中学校生徒・保護者を対象に、産科医 等による講演を行います。	А	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
赤ちゃんふれあ い教室	鰺ヶ沢中学校生徒を対象に事前学習・事前 指導を実施後、乳児健診時の乳児とのふれあ い体験学習を行います。	А	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
生と性を考える教室	鰺ヶ沢高校生徒を対象に、助産師による講 義を行うほか、保育体験・高齢者疑似体験・妊 娠出産育児についてのグループワークを行い ます。	А	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
学校保健会	幼児・児童・生徒の保健教育推進のために、 保健主事・養護教諭・学校医・学校歯科医等で 会議体を組織し、より良い保健環境について 協議・研究を行います。	А	継続	教育課 (学校教育班)
鰺ヶ沢町こども 応援事業	管内の民間保育所・認定こども園における 創意を活かした特色ある就学前教育・保育づ くりを推進するために、町こども応援事業補助 金の助成を行います。(1施設上限30万円)	А	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)
幼児体力づくり 教室	幼児期からの体力・運動能力の向上と、運動の習慣化による健康的な体の育成を目的に管内教育・保育施設において10回/年程度の体育教室を実施します。	А	継続	福祉衛生課(子ども家庭班)
青少年健全育成 事業	有害図書やネット上のいじめなど子どもに 対する悪影響が懸念される状況であることか ら、地域と住民が一体となって、青少年の健や かで健全な育成を推進します。	С	継続	教育課 (社会教育班)
あじっ子チャレ ンジ支援事業	子育てグループ「ランドセル」や「西海自然 塾」など、各団体と連携を図り、体験型事業の 支援を行います。	В	継続	教育課 (社会教育班)
キッズクラブ育 成支援事業	地区の子どもたちを対象としたキッズクラ ブの育成を目指し、支援を行います。	В	継続	教育課 (社会教育班)

推進施策5 要保護児童への取組の推進

【現状と課題等】

- ◇増加するひとり親家庭について、経済的支援等による自立支援対策の充実が求められているほか、障がい児対策としては、相談支援・地域社会の理解・支援が求められています。
- ◇児童虐待等については、発生予防からケース対応・アフターケアまでの一貫した支援を 行うために、地域における様々な機関の連携・協力体制の構築が常に必要となっていま す。

【施策の方向】

- ○乳児家庭全戸訪問事業により、児童虐待の発生予防・早期発見、さらなる支援が必要と されるケースに対応できるように、養育支援訪問の実施を検討します。
- ○特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育サービスを利用できるよう、あらかじめ 関係部局と連携して、相談支援や受け入れ態勢を整えます。
- ○要保護児童対策地域協議会の取組の強化や従来の要保護児童に対する取組を継続し、さらなる充実を図ります。

1六件5年末』				
事業名	事業内容	1 期 評価	今後の 方向性	担当課
乳幼児教育相談 事業	3歳児健診時、また保育所等に出向いて、ことば・情緒・身体発育等の相談を専門の相談員 が実施します。	А	継続	健康ほけん課(健康推進班)
相談支援サポートセンター「ねっと! ひまわり」(西北地区特別支援連携協議会)	五所川原市圏域内の教育委員会や福祉関係 者で組織され、特別な教育を必要とする幼児、 児童及び生徒の自立や社会参加に向けて適切 な支援を推進します。	ı	新規	教育課 (学校教育班)
教育支援委員会	特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・ 生徒に対し、一人ひとりに応じた適切な就学 を支援します。	А	継続	教育課 (学校教育班)
鰺ヶ沢町障害児 保育事業	保育所等に入所している障がい児の受け入れ態勢を整え、円滑にサービスを受けられるよう支援します。	А	継続	福祉衛生課(子ども家庭班)
ひとり親家庭医 療費助成事業	ひとり親家庭等の父または母及び児童(0~18歳)の医療費の負担を軽減し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	Α	継続	福祉衛生課(子ども家庭班)
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活と自立を助け、児童の 健全育成を図ることを目的とし、児童が 18 歳 に達する日以後最初の3月31日まで手当が支 給されます。	А	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)
特別児童扶養手 当	精神または身体に障がいを有する児童 (20歳未満)について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ります。	А	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
未熟児養育医療給付	入院を必要とする未熟児が指定医療機関に 入院した場合、その治療に必要な医療費を支 給します。	А	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)
要保護児童対策地域協議会	要保護児童及び特定妊婦への適切な支援の ために児童相談所等関係機関と情報の共有化 を図り、対象ケースの早期発見と発生時の迅 速・的確な対応、体罰によらない子育ての推進 などを行います。	А	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)
乳児家庭全戸訪 問事業 [こんに ちは赤ちゃん事 業] (再掲)	生後4か月までの乳児のいる、すべての家庭 を助産師が2回訪問し、育児の悩みなどに対 しての相談支援を実施します。	А	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
養育支援訪問事業	養育に関する指導助言等を訪問で実施する ことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸 問題の解決、軽減を図ります。	ı	新規	福祉衛生課(母子支援センター)
のびのびクラブ (障がい児親の 会支援事業)	心身障がい児・情緒障がい児等を持つ親の 不安解消と仲間づくりを支援します。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)
愛護手帳(療育 手帳)	知的障がい児(者)に対して一貫した指導・ 相談を行うとともに、各種の援助措置を受け やすくするために交付されます。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)
身体障がい者手帳	身体障がい者(児)に対して一貫した指導・ 相談を行うとともに、各種の援助措置を受け やすくするために交付されます。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)
障害児福祉手当	精神や身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に手当を支給することで、福祉の向上を図ります。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)
自立支援医療費(育成医療)	身体に障がいがあるか、将来、障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童を対象に、適切な治療に必要な医療費を給付します。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)
障害児相談支援・計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービス利用 の具体的な計画を作成し、地域での生活を支 援します。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)
補装具の支給	身体障がい者(児)に対し、日常生活において必要な移動や動作を行うために失われた身体機能を補ったり、代替えするための用具(車椅子、義足等)を支給します。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)
地域生活支援事業	障がいがある人(児)の生活を支援するために、日常生活用具の支給や日中一時支援事業等、地域の特性や状況に応じ柔軟な事業を実施します。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)
障害児通所支援	子どもの発達や自立を支援するために児童 発達支援 (未就学児) や放課後等デイサービス (就学児) へつなげます。	А	継続	福祉衛生課(福祉班)

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
児童発達支援セ ンターの整備	障がいのある児童(未就学児)が、毎日、専門の支援を受けられるような通所施設を五所川原圏域(※)に1か所以上整備します。	-	新規	福祉衛生課(福祉班)
保育所等訪問支 援を利用できる 体制の構築	保育所等を利用中の障がい児、または今後 利用する予定の障がい児が、集団生活の適応 のための専門的な支援を必要とする場合に、 訪問支援を実施することにより、保育所等の 安定した利用を促進します。	_	新規	福祉衛生課(福祉班)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を五所川原圏域(※)で確保します。	-	新規	福祉衛生課(福祉班)
医療的ケア児支 援の協議の場の 設置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を 設置します。	_	新規	福祉衛生課(福祉班)

[※]五所川原圏域定住自立圏:平成28年3月30日に協定を締結。五所川原市を中心市とした、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の6市町で構成。中心地と近隣自治体が自治体の枠組みを超えて、相互に連携・協力し、圏域全体の生活面や経済面の活性化を図るもの。

基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち

推進施策6 子育てを支援する社会環境の整備

【現状と課題等】

- ◇子育てに携わるすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるような社会支援やサポートが必要となっています。
- ◇低所得家庭の増加に伴い、保護者の子育てに関する経済的支援が必要となっています。

【施策の方向】

- ○妊娠・出産・子育てに関する理解を職場等に呼びかけるなど、子どもを産みやすく、かつ働きやすい環境づくりを啓発します。
- ○放課後ルーム、母子支援へルパーによる一時預かりなど、子育て家庭にやさしい地域住民 の協力によるサポート、就労制度の普及、職場や地域の環境づくりを推進します。
- ○地域住民の協力により、支援の取組や充実に努めます。
- ○すべての子ども・家庭の相談に対応する、子ども支援の専門性を持った機関である子ども 家庭総合支援拠点の整備に努めます。
- ○子どもの貧困についての把握に努め、支援を行います。

事業名	事業内容	1期 評価	今後の 方向性	担当課
育児休業取得に 関する理解と協 力体制の整備	就労している妊婦もしくは父親の育児休業 取得推進にかかる協力依頼通知を発送します。	D	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)
ー時預かり事業 (ママサポート 事業)(再掲)	子育て家庭の様々なニーズに合わせて、O歳から小学校6年生までの一時的な預かり保育を実施します。	Α	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
産前産後の家事 援助(再掲)	妊婦、褥婦(出産後3か月まで)宅の炊事、 洗濯、掃除等の家事支援を行います。	Α	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
乳児すこやか支 援事業(おむつ 助成)	出生から1歳まで年7回、合計22袋のおむ つを支給します。	Α	継続	福祉衛生課(母子支援センター)
ベビー用品リユース事業(再掲)	使用しなくなったベビー用品等の寄贈を受け、これから使用する家庭へ無料で貸し出します。	Α	継続	福祉衛生課 (母子支援センター)
放課後児童クラ ブ (放課後ルー ム) (再掲)	日中保護者が家庭にいない小学生の放課後 及び長期休業期間の保育を行います。	А	継続	福祉衛生課(母子支援センター)

事業名	事業内容	1期評価	今後の 方向性	担当課
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する子どもたちの利用料が無償になります。(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども、3歳から5歳までの就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても無償になります。) また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。	1	新規	福祉衛生課 (子ども家庭班)

推進施策7 子ども等の安全の確保

【現状と課題等】

- ◇通学路の安全確保など、子どもを交通事故や犯罪から守るための対策の充実が求められています。
- ◇子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう警察・行政・地域との連携・協力体制の 強化を図り、子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまちを目指します。
- ◇子ども、保護者等が安心して外出できるように、道路、公園、公的建築物等において、 安全に整備を進めます。

【施策の方向】

○通学路等の環境整備の推進、関係団体・地域・住民が一体となった子どもの見守り・声掛け、交通安全対策への取組を強化します。

事業名	事業内容	1 期 評価	今後の 方向性	担当課
声かけ見守り活 動	小学生の下校時に通学路数か所において実 施します。	В	継続	鯵ヶ沢町 社会福祉協議会 鰺ヶ沢町 青少年健全育成協議会 教育課 (社会教育班)
地域安全マップ の作成・設置	児童にとって安全な場所、危険な場所を子 どもたちが調べ地図を作成します。	С	継続	教育課 (学校教育班)
鰺ヶ沢町通学路 安全推進事業	町教育委員会、町建設課、鰺ケ沢警察署交通課、西北地域県民局地域整備部等関係機関 との連携体制を構築し、歩道整備等の対策を 検討・実施します。	А	継続	教育課(学校教育班)
公園の適正な管 理(再掲)	公園内の遊具 (ブランコ、鉄棒、滑り台等) の修繕や管理を実施します。	А	継続	福祉衛生課 (子ども家庭班)

第 5 章

子ども・子育て支援の事業展開

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

子どもの最善の利益が実現される鰺ヶ沢 基本目標 I 安心して子どもを産み育てられるまち 基本目標Ⅱ すべての子どもが健やかに成長できるまち 基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち ①教育施設(幼稚園、認定こども園) 施設型事業 ②保育施設(認可保育所、認定こども園) ①小規模保育事業 ②家庭的保育事業 地域型保育事業 ③事業所内保育事業 ④居宅訪問型保育事業 ①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業 地域子ども・子育て ⑦地域子育て支援拠点事業 支援事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児·病後児保育事業 ⑩ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) ①妊婦健康診査

②実費徴収に係る補足給付を行う事業 ③多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1 教育・保育提供区域の設定

当町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。

これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育で支援事業の提供区域について検討した結果、第1期計画と同様に1区域と設定しました。

昭和30年3月に5地区(旧鰺ヶ沢町、赤石村、中村、鳴沢村、舞戸村)の合併により、新たな鰺ヶ沢町が誕生し、その後もこの5地区が、地理的・歴史的・社会的背景のもと様々な場面で基本的な区域設定をしてきました。

しかし、町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や、送迎サービスにより教育・保育事業等の町内を全域とした広域利用が可能であることから、全域を1区域として設定することに至りました。

2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めるとされています。 また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定したうえで給付を 支給する仕組みとなります(同法第 19 条)。その際の認定の区分についてまとめると下記 のとおりとなります。

■認定区分

t e	認定区分	対象事業
1号	満3歳以上で、家庭での保育が可能な就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、親の就労等により、家庭での保育ができない就学前の子ども	保育所(園)・認定こども園
3号	満3歳未満で、親の就労等により、家庭での保育ができない子ども	保育所 (園)・認定こども園 地域型保育

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所(園)・認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育(定員6~19人) ・家庭的保育(定員5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所(事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保 育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園(子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を 希望する園)

^{※「}特定地域型保育事業」と「確認を受けない幼稚園」は当町にはありません。

(1) 施設型事業

①幼稚園

現在、当町では実施していない幼稚園ですが、平成27年度から2か所、平成28年度から1か所、平成29年度から1か所の認可保育所が認定こども園に移行したため、幼稚園の機能が担保されています。

②認可保育所

これまでに4か所が認定こども園に移行しており、認可保育所としては、みなみ保育園の1か所のみとなっています。

③認定こども園

認定こども園とは教育・保育を一体的に行い、地域における子育て支援機能を備えた 県の認可を受けた施設です。幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型とあります が、基本的に、幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

当町では現在、幼稚園連携型が2か所、保育所型が2か所となっています。

図表 5.1 教育施設(幼稚園・認定こども園)の年度別見込量と提供量(人)

					推計		
		R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①推計和	用者数	20	20	18	17	16	15
	1号認定	20	20	18	17	16	15
②提供量	<u> </u>	35	35	25	25	25	25
	町内施設	35	35	25	25	25	25
	町外施設	0	0	0	0	0	0
差異(②)-(1)	15	15	7	8	9	10

図表 5.2 保育施設(認可保育所・認定こども園)の年度別見込量と提供量(人)

	/			現 状			推計		
				R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	推計	利用者数		207	203	187	171	157	147
	2号	·認定		114	119	108	92	82	76
	o 旦	·認定	1・2歳児	69	56	53	54	52	49
	৩ 5	心化	O歳児	24	28	26	25	23	22
2	提供	里里		258	258	192	187	186	186
	7店	2号認定		131	131	102	102	102	102
	地区内施設	3号認定	1・2歳児	77	77	51	51	51	51
	腔設	3 与恥佐	O歳児	28	28	23	23	23	23
	地区	2号認定		14	14	10	5	5	5
	地区外施設	3号認定	1・2歳児	5	5	3	3	3	3
	施設	3 万恥佐	O歳児	3	3	3	3	2	2
差	異((2-1)		51	55	5	16	29	39
	2号	認定		31	26	4	15	25	31
	3早	·認定	1・2歳児	13	26	1	0	2	5
	0 5	ᆙ	O歳児	7	3	0	1	2	3

<確保方策>

- ●利用者のニーズに対応できるよう、時間外保育や休日・祝日保育の充実に努めます。
- ●一体的かつ質の高い教育・保育を提供するため管内の教育・保育施設合同による職員研修の実施に向けて、関連機関との連携を図ります。

(2)地域型保育事業

①小規模保育事業

市町村の認可を受けた定員が $6\sim19$ 人で、国が定める最低基準に適合した保育施設です。

②家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

③事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

④居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

<確保方策>

●現在、上記の事業は当町では実施していませんが、将来的な子どもの減少や実施 を希望する事業所有無等によって、実施や配置を含めて検討します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

当町では、母子支援センター(子育て世代包括支援センター)において、母子保健型の利用者支援事業を実施しています。今後も妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的支援の実施、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して、相談支援等を行っていきます。

	現 状			推計		
	R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①実施か所	1	1	1	1	1	1
②提供量	1	1	1	1	1	1
差異 (②一①)	0	0	0	0	0	0

図表 5.3 利用者支援事業の年度別見込量と提供量(か所)

く確保方策>

●現状維持をするとともに、今後も引き続き相談に対応できるようにしていきます。

②時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。舞戸保育所(延長保育)、中村保育所(祝日保育)、みなみ保育園(祝日保育)の3か所で実施しています。

	現 状			推計		
	R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①年間実利用数	37	37	37	37	37	37
②提供量	37	37	37	37	37	37
差異 (②一①)	0	0	0	0	0	0

図表 5.4 時間外保育事業の年度別見込量と提供量(人)

<確保方策>

●延長保育・祝日保育の充実に努めながら、引き続き実施していきます。

③放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。西海小放課後ルーム・舞戸小放課後ルームの2か所で実施しています。

図表 5.5 放課後児童クラブの年度別見込量と提供量(人)

		現 状			推計		
		R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①年間	間実利用数	101	88	90	88	88	88
	1 年生	31	29	29	29	29	29
	2年生	22	25	26	26	26	26
	3年生	17	16	17	16	16	16
	4年生	21	10	11	10	10	10
	5年生	5	5	4	4	4	4
	6年生	5	3	3	3	3	3
②提信	共量	101	90	90	90	90	90
③施記		2	2	2	2	2	2
差異	(2-1)	0	2	0	2	2	2

<確保方策>

●今後とも現状維持の状態で実施していきますが、必要に応じて開設時間の延長を検討します。

【新・放課後子ども総合プランにおける当町の計画】

●一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき 目標事業量及び実施計画

現在のところ当町では放課後子ども教室が開設されていないため、住民のニーズにより、必要に応じて近隣市町村と調整を行います。

❷放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者間で調整を行う必要があります。そのため、今後も必要に応じて関係者間や近隣市町村と検討を行います。

❸小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する 具体的な方策

学校の余裕教室を改修整備して放課後児童クラブを実施する場合は、施設の管理等について放課後児童クラブ担当課と学校の間で協議を行ったうえで施設を利用・管理することとなります。

そのため、今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及 び放課後子ども教室の担当課が学校関係者と協議を行っていきます。

◆放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、担当課と学校関係者の間で協議を続け、共通の理解や情報共有を図っていきます。

6特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も児童が安心して過ごすことができるよう、支援方法等について研修や情報提供・共有を行い、体制の充実を図ります。

⑥地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現状では開所時間は下校時もしくは7時30分から18時までですが、利用意向やニーズをみながら時間延長について検討していきます。

②各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

学校関係者と放課後児童クラブ、及び担当課との間で情報を共有し、向上を図っていきます。

また、支援員については、指導力の向上やきめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修や情報提供を通じた質の向上を図ります。

❸放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ウェブサイトやパンフレット等による周知を行うとともに、必要に応じて地域組織や関係機関等とも情報共有を行っていきます。

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。 当町では現在実施していない事業ですが、今後はニーズに応じて対応を検討します。

5乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供 や養育環境等の把握を行う事業です。母子支援センターにおいて助産師による訪問事 業として完全実施しています。

	現 状		推計						
	R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度			
①年間実利用数	40	39	35	34	32	30			
②提供量	40	39	35	34	32	30			
差異 (②一①)	0	0	0	0	0	0			

<確保方策>

●今後とも、母子支援センターにおいて助産師による訪問事業として実施します。

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在、当町では実施していない事業ではありますが、今後は乳児家庭全戸訪問事業との連携を図りながら、事業の実施について検討を続けます。

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。バンビルーム(鰺ヶ沢こども園)、こうめちゃんルーム(舞戸保育所)、フレンズデイ(みなみ保育園)、おいでよホ・イ・クの日(たていし愛児園)、かかしっこデイ(中村保育所)の5か所で実施しています。

 現状
 推計

 R1年度
 R2年度
 R3年度
 R4年度
 R5年度
 R6年度

 ①年間総利用数
 300
 300
 280
 270
 260
 260

300

0

280

0

270

0

260

0

260

0

図表 5.7 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量(人回)

300

0

<確保方策>

差異 (②一①)

②提供量

●現状維持をするとともに、今後も利用者のニーズに対応できるようにしていきます。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として 昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所にお いて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。鰺ヶ沢こども園、舞戸保育所、た ていし愛児園、中村保育所、みなみ保育園、母子支援センターの6か所で実施していま す。

図表 5.8 認定こども園・幼稚園在園児を対象とした 一時預かり事業の年度別見込量と提供量(人日)

	現 状			推計		
	R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①年間総利用数	2, 320	2, 320	2, 030	1, 740	1, 740	1, 740
②提供量	4, 350	4, 350	4, 350	4, 350	4, 350	4, 350
差異 (②一①)	2, 030	2, 030	2, 320	2, 610	2, 610	2, 610

図表 5.9 認定こども園等・幼稚園在園児以外を対象とした 一時預かり事業の年度別見込量と提供量(人日)

	現 状			推計		
	R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①年間総利用数	230	230	220	220	220	220
②提供量	900	900	900	900	900	900
差異 (②一①)	670	670	680	680	680	680

<確保方策>

●現状の事業体制を維持し、引き続き実施していきます。

9病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。病後児保育を、おひさまルーム(鰺ヶ沢こども園)の1か所で実施しています。ほかにも母子支援センターの母子支援ヘルパーによる急性期を除いた病後児の一時預かりも実施しています。

現状 推計 R2年度 R4年度 R1年度 R3年度 R5年度 R6年度 ①年間総利用数 5 5 5 5 5 5 ②提供量 5 5 5 5 5 5 差異 (②一①) \cap \cap Λ N 0 0

図表 5.10 病児・病後児保育業の年度別見込量と提供量(人日)

<確保方策>

●病後児保育は引き続き実施していきます。また、病児保育についてはスタッフ の確保など、実施に向けた検討を行います。

⑩ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当町では現在実施していない事業ですが、今後はニーズに応じて対応を検討します。

⑪妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	現 状	推計				
	R 1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①年間実利用数	35	34	30	29	27	25

図表 5.11 妊婦健康診査の年度別見込量(人)

<確保方策>

●医療機関と連携し、必要な場合は妊婦の支援を行い、心身ともに健やかな出産 に臨めるように努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他を助成する事業です。

当町では、国の動向を踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

③多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の 多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

当町では、国の動向を踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

既存の認可保育所については事業者とも調整を図りながら、認定こども園への移行を見込んでいます。また、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう取組んでいきます。

(2)教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援事業の役割とその推進

乳幼児期は、子どもが健やかに育ち、生涯における人間形成の基礎を培う大切な時期です。乳幼児期の特性や重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・ 確保等に努めます。

(3) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

教育・保育の質の向上を図るためには、それに携わる職員に対しても高い能力が求められます。そのため研修等の実施や外部研修にも積極的な派遣ができるよう支援し、職員の資質向上に努めます。

(4) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

現在、障がいを持つ子どもが保育所等に通う選択をした場合、障がいの有無に関係なく同じクラスでともに生活することになります。そのような中、一人ひとりの多様な教育・保育ニーズに応じるため、また特別な支援が必要な子どもやその保護者に寄り添える教育・保育が実施できるよう職員の配置や研修体制を整えます。

(5) 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、就学前施設と小学校との教育の連続性の確保、円滑な移行を図るため、町内の就学前施設と小学校で構成する鰺ヶ沢町小学校・保育所・認定こども園連絡会議を中心に、引き続き就学前施設と小学校との連携を図ります。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

当町における子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や 過誤請求・支払いの防止等を考慮し、1号認定の預かり保育等の定期的な利用が想定され る場合は、施設による代理請求の毎月払いとする予定です。また、一時預かり事業等の一時 的な利用が想定される場合は、3か月以内に1回の頻度で利用者からの請求による償還払 いとする予定です。今後も必要に応じて、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負 担の軽減、利便性等を勘案した給付方法の検討を行います。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第 6 章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりを、子育て家庭の責任にとどめることなく、地域社会全体で取組むために策定するものです。

そこで、この計画に掲げた施策をより有効なものとするためには、子育て家庭や行政はもとより、学校・地域・事業者等がそれぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

また、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援施策の推進にあたっては、関係各課との相互の連携・調整のもとに総合的に施策を展開するとともに、地域における関係者・諸団体・事業者等と行政が協働しながら役割を分担し、効果的な推進に努めます。

2 家庭・地域・行政の役割

(1) 家庭の役割

- ①子どもの人権を尊重しながら、子どもが心身ともに健やかに成長するよう親子のふれ あいに努めます。
- ②子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を育てるとともに基本的な生活習慣や社会的規 範を日常生活のなかで身につけさせるようにします。
- ③地域の活動や行事に積極的に参加するよう努めるとともに、あいさつなど地域の人と のふれあいに努めます。
- ④父親が積極的に子育てに関わるなど、お互いが協力して家庭を築くよう努めます。

(2)地域の役割

- ①地域の子どもは地域で育てるという意識を持ち、環境の整備や子どもの見守りなど地域ぐるみの子育て支援を行います。
- ②地域の関係団体等が相互に連携し、自然や伝統文化など地域の特色を活かして子ども たちに多様な体験活動の機会やふれあいの場を提供します。
- ③事業所では、育児休業など各種制度の充実や制度が利用しやすい、職場の雰囲気づく りに努めます。

(3) 行政の役割

- ①町は、本計画に基づき、地域の実情やニーズに即して子ども・子育て支援を総合的・ 計画的に推進します。
- ②町は、子育て支援に関する活動を行う団体等と協働しながら施策を推進します。
- ③学校では、個に応じた指導を充実させるとともに心豊かで生きる力を持った子どもの 育成に努めます。

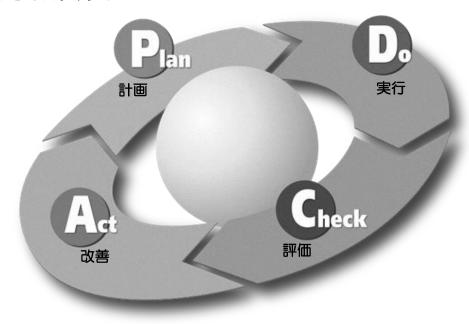
3 計画の進捗・評価

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、福祉衛生課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取組の改善につなげていきます。計画に基づく子育て施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「Plan (計画) $\rightarrow Do$ (実行) $\rightarrow Check$ (評価) $\rightarrow Act$ (改善) \mid を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

■PDCAサイクル



資 料 編

資料編

1 計画策定の経緯

年月日	会 議 名	内 容
平成 30 年 9月13日	平成 30 年度 第 1 回鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	○第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援 事業計画策定の流れについて ○第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援 事業計画に係るニーズ調査について
平成 31 年 2月 27 日	平成 30 年度 第 2 回鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	○中村保育所の移転建替え要望書について
平成 31 年 3 月 15 日	平成 30 年度 第 3 回鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	○第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援 事業計画に係るニーズ調査の報告書 (案)について ○平成30年度鰺ヶ沢町子ども・子育て 支援事業について
令和元年 10月18日	令和元年度 第1回鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	○第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援 事業計画策定の流れについて ○第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援 事業計画について ○令和元年度鰺ヶ沢町子ども・子育て 支援事業について
令和2年 1月10日	令和元年度 第2回鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	○第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援 事業計画(素案)について ○第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援 事業計画策定までの流れについて

2 鰺ヶ沢町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定 に基づき、鰺ヶ沢町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し従事又は学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務代理する。

(会議)

- 第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその 意見もしくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(帝経)

第8条 子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、子育て会議が町 長の同意を得て定める。 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鰺ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正)

3 鰺ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例(昭和31年条例第10号)の一部を改正する。

3 鰺ヶ沢町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所 属 機 関 等
森山 智明	鰺ヶ沢町立 西海小学校長
藤田昭彦	鰺ヶ沢町立 舞戸小学校長
成田 守男	社会福祉法人つくし会 理事長
齊藤芳子	鰺ヶ沢町立 幼保連携型認定こども園 鰺ヶ沢こども園長
渡邊 ルミ子	社会福祉法人あおもり愛育会 保育所型認定こども園 たていし愛児園長
吉田 諭大	社会福祉法人みちのく会 幼保連携型認定こども園 舞戸保育所園長
鎌 田 守	社会教育委員長
今 千 恵	鰺ヶ沢町心のケア相談員
渋谷 貴子	主任児童委員
岩谷 道代	子育て当事者

(任期:令和元年 10月 18日~令和3年 10月 17日) (敬称略・順不同)

【事務局】

氏 名	所 属 機 関 等
今 一 仁	福祉衛生課長
小野 一成	福祉衛生課 副参事
碇 谷 勝	福祉衛生課 子ども家庭班長
古舘 裕香子	福祉衛生課 母子支援センター班長
澁谷 和彦	教育課 学校教育班長
齋 藤 堤 子	健康ほけん課 健康推進班 総括主任保健師

第2期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度~令和6年度)

発 行 令和2年3月

企画・編集 鰺ヶ沢町 福祉衛生課

〒038-2792

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209-2

TEL 0173-72-2111

http://www.town.ajigasawa.lg.jp/